

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

専門相談については予約制。電話による相談も可。

◇偶数月は司法書士が応相談。

\*法律相談は、月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

## 障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

## 人権相談

・みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110

・子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110

・女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

受付時間 平日 8時30分～17時15分

## 高齢者総合相談

相談内容	曜日	時間・場所
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (ふくしの駅)

※上記以外は転送電話にて対応します。

※介護家族相談会は新型コロナウイルス感染症  
拡大予防のため中止しています。

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

※4/18(日)、5/2(日)～5/5(水)は休館

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

## 出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申込

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家  
族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階(広島市中区基町10番52号)

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談 国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 入駒 智子(忠海東町) ☎ 26-0235

北嵐 浩(塩町) ☎ 24-6760

## 宅配便業者を装った「不在通知」メールにご注意！

最近、宅配便業者の「不在通知」を装う偽のSMS(電話番号で送受信するショートメッセージサービス)の相談が多く寄せられています。

## 【事例①】SMSの多数送信

スマートフォンに宅配荷物の不在通知が届き、記載のURLをタップした。その後、見知らぬ相手から電話があり、不在配達について問われた。

## ○操作してしまったら

不審なアプリをスマートフォンへ取り込んだ可能性があります。これにより自らが発信元となり、見知らぬ相手へ自分と同様のSMSが発信されます。アプリを削除し、念のため端末を初期化しましょう。操作方法がわからない場合は、携帯電話会社へお問い合わせください。

## 【事例②】決済の不正利用

数か月前、スマートフォンに宅配荷物の不在通知が届いたので、記載のURLからアクセスした。その際、個人情報を入力したかもしれない。その後10万円が携帯電話会社を通じ決済され、電子マネーが購入されていると分かった。

## ○操作してしまったら

偽サイトへIDやパスワードを入力してしまった場合は、利用料金が請求されたり、自分の契約情報が閲覧、変更されたりすることがあります。異変に気付いたら、すぐにIDとパスワードを変更し、携帯電話会社へ請求内容の確認をしましょう。

おかしいな、こまったなと思ったら、竹原市消費生活相談室(☎22-6965)にご相談ください。



## すべての人が安心して暮らせるために ～生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について～

日本国憲法第 25 条では、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれており、それらの実現のための制度として、「生活保護制度」があります。

平成 20 年のリーマンショック以降、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他世帯」が急増するとともに、就労による経済的自立が容易でない高齢者等が増加しました。

その後、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法の施行等により、生活保護受給者数の近年の動向は、平成 27 年 3 月の約 217 万人をピークに減少に転じ、令和 2 年 4 月には約 207 万人となっています。

一方、高齢者世帯（65 歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯）は増加傾向にあり、その要因は、社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加が背景となっていると考えられています。

### ●生活保護制度について

生活保護制度とは、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護の認定については、要保護者（生活困窮者）の申請に基づいて、厚生労働大臣の定める基準や年齢・健康状態等の様々な事情を考慮して決定されます。

市では、自立支援相談員を配置し、自立支援プログラム（就労支援・退院支援・多重債務解消支援

等）を作成し、個々の実情に即した適切な自立支援を行っています。

### ●生活困窮者自立支援制度について

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度により、生活に困窮する人に対して、重層的なセーフティネットを構成しています。

市では、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う「自立相談支援事業」の実施、休業等に伴う収入の減少により家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている人に対する家賃相当の「住居確保給付金」の支給、家計の状況を「見える化」し、利用者の家計の改善の意欲を高めるための相談支援、貸付のあっせん等を行う「家計改善支援事業」を実施しています。

### ●ご相談ください

市では、すべての人が安心して暮らせるために、生活に困窮する人の相談等に応じています。相談や申請の秘密は守られ、必要に応じて各種制度等の案内もしています。ひとりで悩まず、まずご相談ください。

### 問い合わせ

○生活保護制度について  
社会福祉課福祉係

☎ 22-2276

○生活困窮者自立支援制度について  
竹原市社会福祉協議会

☎ 22-5131



## 住宅の耐震診断・耐震改修・土砂災害対策改修費用の補助

災害による被害を少なくするため、耐震診断・耐震改修・土砂災害対策改修費用の一部を補助します。

補助制度	補助対象	補助金額
耐震診断補助	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 2 階建て以下の戸建て住宅・併用住宅・長屋・共同住宅（木造に限る）	耐震診断費の 3 分の 2 （上限 6 万円）
耐震改修補助	竹原市木造住宅耐震診断補助事業による耐震診断を受け、倒壊する可能性有と診断された住宅	耐震改修工事費の 80% （上限 60 万円）
土砂災害対策改修補助	土砂災害特別警戒区域内の住宅等を、土砂災害に対する構造基準に適合させる改修工事	工事費の 23% （上限 75 万 9 千円）

問い合わせ 都市整備課住宅建築係 ☎ 22-7749